

## 学位論文の公表猶予の取扱いに関する申し合わせ

### (目的)

岩手大学大学院連合農学研究科の博士の学位を授与された者の当該論文のインターネット利用による公表猶予の取扱いについて、博士論文の質保証の観点から速やかに公表することを前提として以下のとおり実施するものとする。

なお、この申し合わせは、平成28年3月23日付学位授与者から適用する。

1. 学位論文のインターネット利用による公表については、申請者が「岩手大学博士論文のインターネット公表に関する状況報告書」に公表できない理由を記載し提出することで公表を猶予することができる。
2. 公表を猶予する期間は学位取得後1年間とする。
3. 1年を超えて公表の猶予を希望するやむを得ない理由がある場合は、公表猶予期間終了の1ヶ月前までに、さらに1年間の公表猶予のため「博士論文のインターネット公表保留申請書」(別紙)を提出しなければならない。申請書の提出がない場合は、自動的に公表の手続きをとるものとする。
4. 学位論文のインターネット利用による公表を猶予できる期間は、その理由の如何を問わず、原則として学位取得後、3年間とする。

### 附 則

この申し合わせは、平成28年1月8日から施行する。

別紙

博士論文のインターネット公表保留申請書

岩手大学大学院連合農学研究科長 様

提出日： 年 月 日

氏名		学位取得年月日	
専攻	専攻		
公表を保留するやむを得ない事由（具体的に記述してください）			
(例) ○○○○○○○○の理由により、引き続き○年○月○日（一年間）まで博士論文の公表を保留願います。			
やむを得ない事由がなくなる日	西暦 20 年 月 日（予定）		
備考			

(注意事項)

1. やむを得ない事由により公表を猶予できる期間は、最長3年間です。
2. やむを得ない事由がなくなる日（公開予定日）まで、1年毎にこの保留申請を行ってください。（提出期限は、期間終了の1ヶ月前までです。）
3. 保留申請提出期限までに本申請書の提出が無い場合は、その時点（1年経過時）でやむを得ない事由がなくなったものとして、論文全文をインターネットで公表します。

上記のとおり申請します。

(署名)